

一般社団法人福野アソシエイツ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は 一般社団法人福野アソシエイツと称する。

(目的)

第2条 当法人は、空家の再生やまちの遊休資産の活用を通して、福野地域の町並みや歴史・伝統文化の保全、移住者・定住者の促進を図り、町の活性化によるコミュニティの維持・再生を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 空家再生事業
- ② 定住促進とコミュニティの確立を図る事業
- ③ 再生空家を活用した不動産賃貸事業
- ④ 再生空家を活用した飲食業
- ⑤ 歴史や伝統文化を活用した観光振興事業
- ⑥ 高気密・高断熱住宅の推進事業
- ⑦ 遊休地を活用した農業
- ⑧ 前各号に付帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は主たる事務所を富山県南砺市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 当法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入会)

第6条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない

い。

(退会)

第8条 会員は当法人が定める退会届を代表理事に提出して、いつでも退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡又は、団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 正会員全員の同意があったとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返却)

第11条 既納の会費及び抛出金品は、返却しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招集時期)

第14条 定時社員総会は、事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過

半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名若しくは記名押印する。

第4章 理事

(員数)

第20条 当法人の理事は 2 名以上 10 名以内とする。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び収支予算書)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 付則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成31年6月30日までとする。

(設立時の社員)

第32条 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

富山県南砺市年代183番地5 北川智之

富山県南砺市野新142番地 橋爪央樹

(設立時の理事)

第33条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 北川智之

設立時理事 橋爪央樹

(設立時の代表理事)

第34条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事

富山県南砺市年代183番地5 北川智之

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福野アソシエイツ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成 30 年 7 月 19 日

設立時社員 北川智之 ⑩

設立時社員 橋爪央樹 ⑩